

市第 108 号議案

公会堂及びスポーツ施設の指定管理者の指定

次のように公会堂及びスポーツ施設の指定管理者を指定する。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンター	東京都品川区東品川4丁目10番1号	コナミスポーツクラブ・東急コミュニティー共同事業体 代表者 株式会社コナミスポーツクラブ 代表取締役社長 塩野 紀子	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター	中区尾上町6丁目81番地	横浜市体育協会・株式会社ケイミックス・さかえ区民活動支援協会グループ 代表者 公益財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	同

提 案 理 由

横浜市青葉公会堂等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

**コナミススポーツクラブ・東急コミュニティー共同事業体
の構成員**

- 1 東京都品川区東品川 4 丁目 10 番 1 号

株式会社コナミススポーツクラブ

代表取締役 塩 野 紀 子
社 長

- 2 東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 岡 本 潮
社 長

**横浜市体育協会・株式会社ケイミックス・さかえ区民活
動支援協会グループの構成員**

- 1 中区尾上町 6 丁目 81 番地

公益財団法人横浜市体育協会

会 長 山 口 宏

- 2 東京都港区虎ノ門 2 丁目 2 番 5 号

株式会社ケイミックス

代表取締役 橋 本 鉄 司
社 長

- 3 栄区桂町 279 番地の 29

特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会

理事長 磯 崎 保 和

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項から第 11 項まで省略)